

## 第12回投資等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成29年3月31日（金）10:35～11:54
2. 場所：合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、安念潤司
  - （専門委員）村上文洋
  - （政務）羽深内閣府審議官
  - （事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進次長、西川参事官
  - （総務省）自治行政局地域政策課地域情報政策室 稲原室長
  - （個人情報保護委員会事務局）小川参事官
  - （事業者）燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）
    - FCV・水素インフラWG主査 和久氏
    - 水素インフラSWG規制見直しTFリーダー 西井氏
    - FCV-SWG副主査 藤本氏
    - FCV-SWG 山下氏
  - （経済産業省）高圧ガス保安室 高橋室長
  - （国土交通省）自動車局整備課 野津課長
4. 議題：
  - （開会）
  - 議題1 官民データ活用
  - 議題2 次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し
  - （閉会）
5. 議事概要：
  - 西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第12回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。
  - 委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。
  - 本日は、安念委員にも御出席いただいております。
  - 江田委員、高橋委員、八代委員は、御欠席と伺っております。
  - それでは、ここからの進行は、原座長、お願いいたします。
  - 原座長 ありがとうございます。

まず「議題1. 官民データの活用」に入らせていただきます。

このテーマについては、去年から個人情報保護条例を中心にして、有識者の方、自治体関係省庁から、ヒアリングを行ってまいりました。

今日は、総務省さんから、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会での検討状況について、お話をいただきたいと思っております。また、質疑対応ということで、個人情報保護委員会事務局からも御出席をいただいております。

それでは、総務省さんから、お願いいたします。

○総務省（稲原室長） 総務省の地域情報政策室の稲原でございます。大変お世話になっております。

それでは、今、座長から、私どもで開催しておりました検討会、まさに一昨日、第5回が終わりまして、若干の内容の精査が残っておりますけれども、おおむねの方向性が見えてきておりますので、その御報告をさせていただければと思っております。時間も限られてございますので、私から、資料1-2と資料1-3の概略を説明させていただきたいと思っております。

資料1-2の1ページでございますけれども、これは11月15日に私から御説明させていただきましたとおり、地方における個人情報保護が、こういった形で位置付けられているのかというものをまとめたものでございます。

具体的には、1ページ目の下半分に書いてあるような個人情報保護法制におきまして、具体的な第5条、第11条において、地方公共団体の規定がある。そのもとに、現在、地方公共団体は、条例で個人情報保護を行っているという状況でございます。

そういった前提のもと、2ページ目でございますけれども、国の方針として、幾つかの閣議決定がなされているところでございます。

1つ目には、日本再興戦略2016におきまして、個人情報保護の見直しの方向の検討を行う、その場合には、国が協力するということが書いてございます。

下半分の個人情報の保護に関する基本方針につきましては、個人情報保護法に基づいて、閣議決定を行っているものでございまして、昨年10月28日に変更されているものでございます。

この中におきまして、1行目から2行目に書いてございますように、個人情報の保護に関する条例の制定、または、見直しに取り組む必要があるということを明記した上で、その見直しに当たっては、2パラグラフ目でございますけれども、今回の行政機関個人情報保護法の改正を参考にして、個人情報保護の定義の明確化でありますとか、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について、留意する必要があるとされており、また、国におきましては、地方公共団体が条例の制定、または、見直しに向けた検討が行われる場合には、協力を行っていくということが、昨年10月に決定されているところでございます。

この方向性に沿いまして、3ページに書いてあるパーソナルデータに関する検討会を5

回ほど開催させていただいたところでございます。

4 ページ、5 ページに従いまして、概略を御説明させていただきますけれども、1. 背景に書いてございますことは、先ほど私が申し上げていたようなこと、さらに最初の1 ポツに記載のとおり、パーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっているということを前提として、議論を行っていただいたところでございます。

法改正がなされた後に、地方について、基本的にどのような考え方で進めていくかというのが2 ポツでございます。先ほど申し上げましたように、個人情報保護法におきましては、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために、必要な施策を実施することが規定されている。

その上で、地方公共団体においては、法改正の趣旨を踏まえて、個人情報の適正な取扱いを確保するために、条例の見直しに取り組むことが必要だという前提で、以下、幾つかの改正の方向性を整理させていただいたところでございます。

3 ポツの(1)につきましても、個人情報の定義の明確化ということでございます。今回、新たに個人識別符号という制度の定義が創設されたということでございますので、地方公共団体においても、個人情報の定義を改正することが適当だということでありますとか、個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当、それから、個人情報の定義でございますけれども、行個法と同様に、照合の容易性を要件としないことが適当だということを整理しております。

(2)でございますけれども、要配慮個人情報の取扱いでございます。かねてより地方公共団体においては、いわゆるセンシティブ情報ということで、その保護に取り組んでこられたところでございますが、今回の法改正で、要配慮個人情報について規定がなされたところでございます。したがって、この行個法等の改正により、要配慮個人情報と規定された情報を条例に含めることが適当であるということ、それから、個人情報ファイル簿等に、要配慮個人情報の有無を記載することが適当だということを申し上げております。

5 ページ目でございますけれども、非識別加工情報の仕組みの導入についてでございます。この仕組みについては、導入することが適当だと、その上で、非識別加工情報の定義、加工の基準等は、行個法等と同等の内容であることが望ましいということをお願いしております。

また、加工の基準等を策定するときに、各地方公共団体に設けられております、個人情報保護審議会等に諮問することが適当であり、また、審議会等においては、非識別加工情報の取扱いについての調査等ができることとすることが適当だということでございます。具体的には、条例に沿った審議会の権限規定を設けるということの意味しております。

さらに、個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当としております。提案募集を受けやすい形にするという趣旨において、こういうことを書いてございます。

(3)の4ポツ目でございますけれども、小規模団体に対しましては、総務省・個人情報保護委員会において、積極的に技術的な支援を行うことが必要、また、専門的知識を有する構成員の確保が地方においては厳しいということも、地方公共団体の委員からも意見がございました。したがって、審議会等の共同設置など、そういったものが解決策になり得るという方向性を示していただいております。

円滑な導入におきましては、都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入していただいて、他の地方公共団体をけん引していくことで、全体として、円滑な導入が期待されるという考え方も示していただいております。

当面の措置といたしまして、個人情報取扱い事務登録簿等により、提案を募集して、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの内容を説明することでありませうか、提案の審査時に、非識別加工の対象となる個人情報ファイルかどうかといったことの判断を行うことも考えられるということも、示しているところでございます。

最後でございますけれども、今後の課題として、将来的には、地方公共団体共通の提案の受付窓口でありますとか、地方公共団体が共同して、非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられるといった提言をいただいたところでございます。

こういった提言を受けまして、この報告書につきましては、若干の修正をさせていただいて、この報告書の内容に基づいて、速やかに地方公共団体に対して、条例改正についての検討を行えるよう、技術的な助言をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、地方公共団体におきまして、条例改正が前提となるということもございますので、条例改正の参考となるようなモデル的な条例案についても、お示ししたいと考えてございます。

若干御紹介させていただきたいと思っております、資料1-3でございますけれども、多くは申し上げますが、どんなところで、こういった非識別加工情報というニーズがあるのかということが、地方公共団体に分かることが望ましいであろうということで、地方公共団体の協力を得て、なおかつ経団連の御協力も得て、調査を行ったところでございます。

具体的には、県1つ、市1つ、それぞれ1団体を取り上げまして、その団体が持っている個人情報ファイル簿を経団連の所属企業にお示しして、どんな分野に関心がありますかということ調査した結果でございます。

回答いただいた企業の全数は、4ページにありますように、22企業だったわけでございます。

その範囲内で、例えば6ページに、どんな分野にこういった活用の意向を示されているのかということをもとめているところでございます。福祉・保健分野でありますとか、建設・都市整備の分野における活用の意向が強いといった傾向があったりでございます。

7ページ、8ページには、県の持っているファイル、市の持っているファイルで、どんなファイルに活用意向があるのかといったようなものを整理いたしております。県であれば、こういった介護関係でありますとか、建築行政関係、教育関係といったもの、8ページにおいては、同様に介護関係でありますとか、災害関係、税関係、こういったものに関心があったというところがございます。

最後に飛びますけれども、11ページに、具体的にどんな活用をお考えなのか、なかなかビジネス上のことでもありますので、余り具体的なものを回答いただけなかったところがあるのですが、公表前提で回答いただいたものについては、11ページにあるような具体的な活用例、ファイル名について、整理をさせていただいたところがございます。

私の説明は、以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○原座長 ありがとうございます。

資料1-1の御説明が不足になっておりましたけれども、論点のメモを私の名前でお示しをさせていただいております。

この議論は、既にこれまでもやってきておりますわけですが、地方自治体が保有するデータの利活用に関して、今ほどもお話がありましたように、地域の特性に応じて、自治体ごとに個人情報保護のルールを設けるということはあることだと思います。ただ、一方で、データの活用という観点で考えたときに、ある自治体のデータは使えるけれども、隣に行ったら使えませんということになってしまうと、ビッグデータの活用などは、およそできないわけでありまして。

したがって、1の1)というところですが、データの活用に関するルールがばらばらな状態になってしまったら、官民のデータの活用が妨げられる、統一的なルールが必要なのではないか。

2)のところ、条例にゆだねていては、条例の内容、運用に差異が生じてしまうのではないかと、整備の時期にもばらつきが生じてしまうのではないかとということです。

3)のところ、第4回の検討会での検討資料から引用させていただいていますが、非識別加工情報の仕組みの導入に関して、その自治体の規模が様々であって、専門的な知識も必要になるといったことも考えて、まずは、準備の整った地方公共団体からといった方針が示されていたと思いますが、こういった状態になっていると、ますます条例の内容、あるいは時期がばらばらになるということが増幅していくのではないかと。

したがって、前回までの会議での議論でもありましたように、データの活用という部分に関しては、立法措置による統一的なルールの整備を検討すべきではないかとことです。

5)ですが、自治体ごとに運営する場合に、ルールよりも先の問題として、さらに実際の運用上、加工基準に関して、萎縮してしまっていて、より萎縮的な運用がなされて、出せるものも出せないとか、人的なリソース不足で対応困難といった問題が生じます。今、言及もございましたけれども、地方自治体から委託を受ける共同機関のようなものの設置が必

要ではないか、あるいは国による事前確認の枠組みといったものを検討されてはいいのではないかとということでございます。

2、匿名加工ルールの運用と書いていますが、今の1の5)の話というのは、自治体だけではなくて、前回12月のときのワーキング・グループで、このテーマを扱ったときにも、有識者の方から御提言がありましたが、民間の事業者、国の機関も含めて、そういった運用上の萎縮が生じてしまって、本来、出るデータもなかなか出てこないといったことを回避するために、公的な事前相談、お墨付きといってもいいのかもしれませんが、そういった窓口を設けるべきではないかという提案があったわけでございます。こういった機関の設置について、どう考えるのか。こういったことをお伺いしていければと思っております。

まず論点での最初のところに戻りまして、データ活用についてのルールを統一すべきということに関しては、どうお考えなのでしょうか。ここは、同意いただけるのでしょうか。  
○総務省(稲原室長) まず1点目のデータ活用に係るルールのばらばらな状態について、どう考えるのかということでございますけれども、これは、もちろん整合的なものになる必要があると考えてございます。

先ほど申し上げた検討会の報告の中でも、地方における制度も国と同等のようなものになる必要があるということは、明確に打ち出しておりますし、今回、国で制度が入った導入の背景についても、当然のことながら、データの利用というものが新たな産業の創出でありますとか、地域経済の活性化という大目的がございますので、私どもも、そういった見地で制度の見直しを進めることが必要だろうと考えてございます。

その前提で、内容としては、法改正を踏まえた条例改正が行われる必要があると思っております。先ほど雑駁に御説明させていただきましたけれども、検討会で条例の見直しの方向性を御議論いただいたのですが、その方向性というのは、国と同じ、制度の内容が同等となるという前提で、議論をいただいたところでございますので、総務省といたしましては、ルールの内容につきましては、地方公共団体の条例改正の内容が国と同等となるよう、技術的な助言をしてみたいと考えております。

○原座長 国と同等の内容で作ってくださいというのであれば、国でルールを作ってはいけないのですか。

○総務省(稲原室長) 国と同じ内容になるようにということではあるのですが、そこは、このワーキンググループでも御議論いただいていた、地方公共団体の個人情報の保護の施策は、どういう手段であるべきかというところに立ち返るものと思っております。

私も先ほど申し上げたような、個人情報保護法の5条と11条に基づいて、昨年10月28日の閣議決定において、今回の法改正の趣旨を踏まえて、地方公共団体によっては、条例の見直しを行うことが適当だということになっておりまして、その認識に立って、今、政府としては、検討を進めているというところでございます。

その上で、どのような形が望ましいのかというところで、総務省といたしましては、条例改正を行う、そのときの内容がきちっと整合的なものになるよう、総務省としても、技

術的な助言を行うとか、条例改正の改正イメージを地方公共団体に示すということで、やっているところでございます。

○原座長 現行法のもとでという御説明は分かるのですけれども、ただ、ここは、規制改革の会議なので、制度改革の議論をしているわけです。これまでも、自治体のデータの扱いに関しても、必ずしも条例だけでやっているわけではなくて、一定の分野においては、法律でやっているケースもあるわけです。災害時のデータの扱いとか、今の国会に出されている医療についてのデータの扱い、これについては、データの利用という観点で考えたときに、国で統一的なルールを定めるべきだということで、法律で措置されている、あるいはそういった法案が出されていると承知しています。

特に非識別加工のようなデータを加工して、利用していくというルールに関して、今、説明がありましたように、統一的に国と同等の内容にしてくださいということにすべきだというお考えだと理解しました。そうすると、自治体に対する助言ということよりも、一歩踏み込んで、より統一的なルールを国でつくるという必要がないのでしょうかという御質問をしているのです。

○総務省（稲原室長） 統一的なルールの具体的な範囲をどこの範囲にするのかといった問題でありますとか、あとは、今、座長がおっしゃっている内容について、どの部分を法律で規定するのかということについては、現段階で共通的な認識に至っていないので、今、この場で法律による措置が必要なのかということに関していうと、コメントしがたいと考えてございます。

ただ、仮にそういった検討をするのであれば、例えば立法化によらなければ解決できない課題があるのかでありますとか、そういったことを精査する必要があると思っておりますし、保護の分野と表裏一体な面があると思っております。個人情報保護されているからこそ、国の法においても、個人情報保護法でありますとか、行政機関個人情報保護法の改正によって、今回の匿名加工情報という仕組みが入っておりますので、そことのつながりをどう考えるのかということもあろうと思っております。

その意味において、地方公共団体がかねてから条例で取り組んできた分野でもございますので、そういった論点について検討を進める場合には、地方公共団体がどんな考えを持つのかといったような意見も聞きながら、進める必要があると感じております。

○原座長 保護と利用が表裏一体であることは、百も承知で、その前提で、これまでも一定の分野のついての利用については、国の法律で、ルールを定めるということがされてきたのだと思います。

非識別加工情報という、新たに国の機関と民間を対象に作られているルールに関して、自治体の条例では、鳥取県で条例が制定されたのですか。私の承知している限りでは、その1例を除いては、まだルールがつくられていない状態だと思います。その状態の中で、これを自治体で個別に作っていただくということにすべきなのか、新たな加工ルールについては、国で統一ルールを作るべきなのかという判断が問題ではないかと思うので

す。

今、お考えになっていらっしゃるような方向で、自治体で条例を作っていくって、ということにしたときに、内容がばらばらになっていってしまうとか、時期で、ここの自治体は議会を通ったけれども、ここはなかなか通りませんと、遅れてしまうということが当然想定されると思うのですが、大体どれぐらいの時期に、何年以内、あるいは何か月以内に、全ての自治体で、こういった条例の整備がきちんとなされるということを想定されているのでしょうか。

○総務省（稲原室長） 今、鳥取の例を座長からお示しいただいたのですけれども、本日、国から行個法のガイドラインですとか、規則というものが示されたところであり、国の制度と同等なものを入れていくに当たって、そういう環境が整備されないと、地方公共団体も作業が進まないという現実があるかと思えます。

したがって、国は5月30日に施行が予定されているところですので、鳥取県の1団体だけしかという評価のされ方は、地方公共団体にとってみれば、厳しいと思っております。むしろ早くやっていたらいいのではないかと思っております。

その上で、今、座長がおっしゃられました、いつまでなのかということについては、この点については、条例改正ですので、私どもがいついつまでに議会の議決をとれと言えるものではございません。それは、座長も御賢察のとおりだと思っております。

条例の枠組みでやる以上、そこはやむを得ない面もあるかと思っておりますが、今回は、私どもとしても、かなり丁寧に情報提供をしていきたいと思っておりますし、検討会も立ち上げて、先ほど申し上げたようなモデル条例もお示しして、さらにはデータの利活用の分野でございますので、取組状況というものも、地方公共団体において、横並びというわけではないのですけれども、こことこの団体は、条例改正をして、提案を受け付けているのだけれども、この団体はしていないという状況も、ある程度私どもでフォローアップをさせていただいて、横並びという失礼なのですが、見える化をして、あなたのところはやっていないので、早くやった方がいいのではないですかということが分かる形にするということも重要だと思っております。

いずれにしても、いついつまでと期限を切れる性質のものではないのですけれども、なるべく早くと考えております。

○原座長 確認ですけれども、各自治体の問題であり、それぞれの議会の問題になるので、いつまでに条例が整備されるのかは、何とも言えないということですね。

内容に関しても、国と同等ということで、助言はされるということですが、これも当然ながら、それぞれの議会で判断されていることになります。あるいはそれぞれの自治体の庁の部局と議会で判断されますから、この内容に関しても、助言をされた結果がどうなるかは分かりませんということになってしまうのだと思えます。

それではまずいのではないかと申し上げているわけですが、安念先生、どうですか。

○安念委員 地方分権の流れの中で、できる限りの御尽力をしておられ、いわば際のところを探っておられるのだという御苦勞は、私もよく分かった気がするのです。

ただ、モデル条例もお作りになる、どの自治体間で、どのような進捗の遅速といいましょうか、早い、遅いがあるかも示すということであるのであれば、座長からも何度も申し上げているように、いっそのこと法制化してしまったほうが早いのではないかと。

あるいはそうでなくても、例えば1年とか、2年など、時間を区切って、一定の到達目標に達していなければ、法制化してしまうというプログラムをお示しになったほうが、私は早いのではないかと気がいたします。

特に非識別加工について言えば、どういうスペックで行うのかという技術的な問題ですから、別に地方分権がどうこうという問題では全くないですので、むしろ国が、要するにこうやればいいのだというアクセタブルな手法を幾つか示して差し上げればいい話です。むしろ国で法制化されたほうが、自治体も負担が減ってありがたいのではないかと、何となく私はずっと思っていたのですけれども、そういうものでもないですか。

○総務省（稲原室長） 先ほどのお答えと同じことを申し上げて、大変申し訳ないのですが、どこを法制化の対象にするのか、そのときにどんな課題が生じるのか、保護と活用の関係をどう整理するのかといったところの検討、活用であっても、地方公共団体は、条例でやりたいという意見があるかどうか、その地方公共団体の意見というものも、きちんと聞いていかないといけないと思っております。

安念委員の前に、原座長がおっしゃったような、技術的なところの基準については、地方公共団体は、基本的には、国で示していただいているガイドラインですとか、事務局レポートというものを参考にしないと思っておりますので、だからこそ法律化すべきではないかというところに議論はいくのですけれども、内容の整合性のところを言えば、国の加工基準を地方公共団体は、基本的には使うわけですから、そこにはばらつきはないだろう。ただ、条例という手段をとるために、例えば改正のタイミングがずれたりですとか、そういったところの時間的なばらつきは出ますので、そこをどう評価するのかというところなのかと思います。

○原座長 どうぞ。

○吉田座長代理 こうしたシステムは現在では、クラウド企業が担当することになります。今お聞きするとそうした企業はビジネスができないことになると思います。私は、ブリティッシュテレコムに勤めておまして、EUでも同じ現実があるのですが、最新のテクノロジーでは、どこのサーバーが使われているのか、私たち提供者側も分からないのです。今のお客さんから発信されたデータというのは、県を越境するどころか、国を越えて、運ばれており、どこにストレージされているか分からないのが現状です。こうした中で、これだけ細かく条例が地方で分かれているとしたら、お聞きしたいのは、こういう質問は必ず出ていると思うのですがどうでしょうか、情報を保存する場合、ストレージ先の県の条

例に縛られているのか、発信元の条例に縛られるのか。

クラウドを利用した場合、実際にはデータというものがどこにあるのか、追うことが難しいという場合、その点を考慮する必要があります。

あと、EUを意識した際に、今、EUの個人情報保護法（EU一般データ保護規則）に対して、日本はデータの域外移転を可能するように議論しています。しかし日本国内でこれだけ地方公共団体ごとに細かく分かれているところがあるとすると、今後、どこに基準を置いて、考えなければいけないのかということをお伺いしたいところです。

特に今、最新のネットワーク用のテクノロジーで、SDNというものが出てきていて、クラウドを越えて、実際にフィジカルにサーバーなどを統合しなくてもよくなってきているわけです。ますますどこにあってもいいです。それがグローバルの情報管理の主流なので、すでに国単位で分かれているというのも、現実的ではないのです。

こうした背景をかんがえると1つの国で、これだけ分かっていたら、これに関する質問は来ていると思うのですが、その辺のところはいかがですか。

○総務省（稲原室長） ありがとうございます。

具体的に吉田座長代理から御質問いただいたような、ある意味突っ込んだ議論というのは、正直申し上げて、私どものところには、事業者からは来てございません。

まず1点目のサーバについて、発信元なのか、ストレージ元なのかということについては、あくまでも情報を保有している団体の条例に服すということでございますので、例えば業務処理をクラウドサービスでやっている団体は、非常に増えてきているのですけれども、当然、自団体、自県内にない場合もございますので、そうであっても、ストレージ先ではなくて、当該、個人情報を持っている団体の条例に服すると理解しております。

○吉田座長代理 そうすると、クラウドを提供する企業は、例えば鳥取県なり、東京都なり、千葉県なりというところからの情報が発信されとすると、通常、違う県でストレージ機能のあるデータセンターを設置していることは日常です。今の条例に服するとすれば、各発信元べつにクラウドサービスを提供することになりますね。

○総務省（稲原室長） すみません、私の理解が足りていないのかもしれませんが、基本的に地方公共団体の事務については、法律に基づいて行われているところでございますので、その業務処理、もしくはデータの形式、若干ずれているので、それを整理しろという声が高いのは、承知しているのですが、基本的にはそろっていると認識しております。

○吉田座長代理 まだそこまで議論が煮詰まってないし、始まっていないというところもあるかもしれません。クラウドを使っていない人たちが多いのかもしれませんが。

実際にこれというのは、運用として、持続性のあるものだととても思えないのです。

要は何を言いたいかという、今、技術的に発展しているものと、法律として、今、日本が縛ろうとしているものというのは、相当ギャップがあります。技術的に進んでいこうと思っているのは、世界で全てのボーダーがなくなって、いつでもどこでも、いろいろなものがとれます、提供できますというものになっている中で、法律としてくくろうとしてい

る現状とは余りにも乖離していると思うのです。

我々クラウドオペレーターからすると、こんなものはあり得ないと思っているのです。だから、EUの立場もあり得ないと思っています。例えばアマゾンさんなど、クラウドオペレーターは、世界中に対象にしてビジネスをしています。ところが、日本国内の中での現状は、グローバルの技術の発展に対して、方向として、全く違うところにいるのではないかと思うのです。

○個人情報保護委員会事務局（小川参事官） 御意見をどうもありがとうございます。

地方自治体が保有している個人情報については、ご説明にもありました通り、条例で規定しているところですか。一方、民間の事業者が保有している情報については、基本的には個人情報取扱事業者として、国として、統一的な個人情報保護法の規律がかかるということになりますので、その情報がどの県にあるのかということは、特に関係がない形になっております。御案内の通り、地方自治体の保有している情報については、それぞれの条例に基づいて取り扱われることとなります。

○吉田座長代理 企業として、例えばある県に存在する企業が保有している個人情報などは国の法律の下にあるということですか。

○安念委員 もちろんそうです。

○吉田座長代理 ではたとえば地方で持っている、そこの地方に住んでいる人たちの個人情報というものもあります。そこにオーバーラップはないのですか。

○個人情報保護委員会（小川参事官） 地方にお住いの方の個人情報の場合についても、個人情報取扱事業者に該当する民間事業者が保有している場合には、国の法律である個人情報保護法に基づいて取り扱われることとなります。

一方、住民の方の情報を市や県などの地方自治体が保有している場合には、その取扱については、それぞれの条例などに基づいて定められているということが、一般的な構造でございます。

○吉田座長代理 でも、例えば税や社会保障の分野などで、オーバーラップしているものは、おそらくあると思うのです。そこがこのワーキング・グループで検討していこうしているところですか。

あと、もう一つ、原座長も言っていたように、官民のデータの統合という方向性があります。そこを切って考えていると、道を誤っていくと思うのです。技術的な発展の方向性とその他法律や実務上実施されている現実が余りにも乖離しているということは良くないと思われまます。、グローバルに普及・発展している技術を見無視できませんので、その行く道を阻むものがはっきりしているのなら、是非検討していただきたい。いい機会なので、見直す必要があるのだと思っています。

○原座長 吉田さんがおっしゃられるのは、自治体の保有しているデータと民間のデータとまたがる部分があるので、自治体の保有しているデータに関して、自治体の境ごとに、ルールがばらばらになってしまったのでは、ビジネスとしては、全く成り立たないという

ことだと思います。

先ほどの安念先生の御質問に対して、活用の部分に関しても、自治体でやりたいというところもあると思いますというお話がございましたけれども、ただ、一方で、ビッグデータの活用というときに、その自治体ごとに、うちはビッグデータの活用について、認めたくないとか、8分目ぐらいにしておきたいとか、ばらつきが出てきても困るわけですね。だからこそ、国と同等の内容でつくってほしいということで、進められようとしているのだと思うのですが、そうであるとすれば、条例の内容まで、国でお示しになられるのであれば、地方自治とは何なのですかということになります。

○安念委員 稲原さんがおっしゃるように、総務省としても、ガイドラインを示されたり、技術的助言をなさるわけで、大半の自治体がそうしたガイドラインやモデル条例に従った措置をとられるだろうと、私も思うのです。

問題は、大体というところであって、内容的なばらつきが若干ではあれ出るだろうということと、もう一つは、進行の度合いなのです。つまり自治体は、別に企業ではないから、自分が保有している情報を利活用しようというインセンティブはないと考えるのが、常識だと思うのです。そうだとすると、ビッグデータの時代ですといったって、我々の仕事としては違いますとなるのは、別に責めているわけでも何でもなくて、仕事のありようとして、当然だと思うのです。

そういう、インセンティブのない人々に対して、別にいつまでということではありませんということだと、本当に進むのかという危惧は、結構あります。整ったところからやっていきましょうというのなら、整えなければならぬインセンティブもない以上、かなり足並みに乱れが出るのではないかというのは、私どもの危惧です。

○総務省（稲原室長） 先ほど私が申し上げた地方公共団体の意見については、訂正させていただきます。具体的に私が聞いているわけではなく、要は多様な意見があるだろうということをお願いしたかったまでです。

私が、今、この枠組みの中で、いかに円滑に地方公共団体が非識別加工情報の仕組みを導入いただけるのかということをお考えた場合に、なるべくデータ利活用の時代において、こういう制度が入ったのだということをお、きちんと地方公共団体の説明をさせていただきたいと思っておりますし、オープンデータ等の取組も進んでいるところでございますので、そこと合わせて考えていただくということをお、伝えていきたいと思っております。

○原座長 この件は、今日、お話を伺っても、今の方針で、条例で準備の整ったところからやっってくださいということで、適切に進んでいくとは思えません。むしろこれによって、ますますルールがばらばらになってしまったり、整備状況がばらついたりといったことが引き起こされるのではないかという危惧を持ちましたので、引き続き、議論をさせていただければと思います。

論点の中で示しておりました、地方自治体ごとの運営の部分に関して、共同で委託を受けるような機関については、先ほどの御説明の中で、報告書の中でも、触れられていると

いうことでしたが、これは御検討いただけると考えてよろしいのでしょうか。

○総務省（稲原室長） 今、座長から御紹介があった、検討会の報告書でも、地方団体の受付窓口共通ですとか、共同して、非識別加工情報の作成を委託できるような、こういったものの仕組みを検討していく必要があるのではないかと考えております。

総務省としても、国における非識別加工の制度の運用状況なども踏まえながら、こういった点についても、必要性や内容について、検討をしていきたいと考えてございます。

○原座長 ここは是非しっかりと御検討をいただければと思います。

私の論点メモでも書いていましたように、単に委託を受けて、作業をしますというだけではなくて、ここで作業をやらしてもらえば、ルール違反にはならないということが一定程度事前確認されるような仕組みということが大事だと思います。

その観点では、専門の見識のある方々が加わった形で、何らかのオーソライズをする仕組みが重要ではないか。是非総務省さん、自治行政局だけではなくて、個人データの御専門の部署、統計の御専門の部署もあると思いますし、個人情報保護委員会さんにも、是非御協力をいただいて、こういった窓口を整備されるといいのではないかと思います。

時間も過ぎつつありますので、個人情報保護委員会さんにもお話をお聞きしたいのは、自治体だけではなくて、民間や国の機関も含めた、こういった形での事前相談の枠組みというのは、どうお考えになられるのでしょうか。

○個人情報保護委員会事務局（小川参事官） 御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおり、匿名加工情報の枠組みというのは、ビッグデータの利活用の環境整備ということで、今回、導入されたものでございまして、これがしっかり利活用されていくことは、非常に大事だと思っております。

匿名加工情報の枠組みは規制緩和措置でございまして、新たなオプションの1つとして導入されたものではございますけれども、新たな枠組みを活用いただけるように、我々としても、できるだけ支援をしていきたいと思っております。個別の様々な御相談についても、個人情報保護委員会としても、しっかりと受け付けた上で、御相談に応じていきたいと考えているところでございます。

もちろん地方公共団体が今後、条例などで整備されて、匿名加工情報と同じような基準で制度の運用をされる場合については、総務省にまず御相談が来るとは思いますけれども、技術的助言をされる際に、総務省と協力して、我々もできる限り支援していきたいと思っております。

○原座長 是非しっかりと御協力をいただいて、実効的な枠組みをお願いできればと思います。

あと、委員の皆さん、村上さん、どうですか。

○村上専門委員 どうもありがとうございます。

いろいろ大変な分野だと思いますけれども、2点ありまして、1つは、いわゆる条例の2,000個問題について、いろんなところで課題として指摘されていますが、この検討会では、

2,000個問題に踏み込まなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○総務省（稲原室長） 2,000個問題をどのような形で認識するのかという問題があろうかと思えますけれども、今回、国の法改正以外の部分について、議論をしたか、しないかという点について、お答えいたします。

具体的にいうと、先ほど私も簡潔に御説明してしまいましたが、個人情報の定義の部分で、よく言われております、照合性なのか、容易照合性なのかというところにばらつきがある問題と、死者の情報を含めるかどうかという2点について、議論をしたりですとか、そのほかは、罰則規定がばらついているものについて、きちっとやってくださいということですか、オンライン結合の禁止の規定ですとか、そういったものについては、議論をさせていただいております。

○村上専門委員 2,000個問題のうち、細部に踏み込んでそろえるべきところはどこかといった議論はされているけれども、条例そのもので運用していくという大きな枠組みは、変えずに議論されたという理解でよろしいですか。

○総務省（稲原室長） そのとおりです。

○村上専門委員 もう一つだけ、今回、経団連さんの資料をお出しいただいておりますけれども、電子行政もオープンデータも全部そうなのですが、提供側ばかり見ていて、活用側のニーズが余りにも捉えられていないというのは、原さんの御指摘のとおりだと思います。今後は、活用側の意見をどんどん聞く場を設けて、どう出せば活用してもらえるのか、もっと言えば、KPIとして、活用という観点のKPIも設けていかないと、出したはいいけれども、活用されないというケースが危惧されるので、そういった観点の検討も、これから進めていただければと思います。これは意見です。

○総務省（稲原室長） まさにそういった御指摘がありましたので、基本的に枠組みは、提案に基づいて、提供するという枠組みなのですけれども、今回、この検討会で、地方団体の具体的なファイルをお見せいただいて、200社ぐらいの企業の方々の中の22社から回答があったという状況でございます。

○村上専門委員 できれば大きい企業ばかりではなくて、ベンチャー企業や、先ほど吉田さんが言われたクラウド系の起業など、幅広いニーズを聞くと、違った意見が出ると思いますので、今後の参考にしていただければと思います。

○吉田座長代理 是非クラウドオペレーターとの対話会みたいなものをしていただきたいです。皆さん、気がついていらっしゃる方もいっぱいいるので、また阻害要因というのは、海外の事例もありますから、そこは是非お話をさせていただきたいと思います。

○原座長 そういった意見交換の枠組みについても、是非御検討をいただければと思います。

今の村上さんの全体の御質問に関していうと、自治体と個人情報の問題に関しては、私の認識では、自治体の特性に応じてルールをつくるべき領域と、データの活用、特にビッグデータの活用に関するような統一的なルールによるべき部分に分かれるのだろうと思

ます。

そのときに、今回のメモでも、あえて2,000個問題という言葉を使っていないのは、2,000個問題というと、前者の自治体の特性に応じて、これまでも自治体で、相当御努力をされてきた領域について、それを全て否定するように聞こえるというのであれば、あえて2,000個問題という言葉は使わないという趣旨で、こういう言葉の使い方をしております。

あと、何かよろしゅうございますか。

それでは、引き続き、御議論させていただければと思います。今日は、どうもありがとうございました。

○個人情報保護委員会事務局（小川参事官） ありがとうございました。

（稲原室長、小川参事官退室）

（FCCJ関係者、高橋室長、野津課長入室）

○原座長 すみませんでした。時間が少しおくれまして、大変失礼いたしました。

それでは「議題2. 次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し」に入らせていただきます。

今日は、御提案者として、燃料電池実用化推進協議会様、関係省庁として、経済産業省と国土交通省さんから、御出席をいただいております。お忙しい中、大変ありがとうございます。

まず提案内容について、燃料電池実用化推進協議会様から、御説明をお願いいたします。

○燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）（和久主査） それでは、資料2-1に沿いまして、燃料電池実用化推進協議会のFCV・水素インフラワーキングの主査を務めております、JXエネルギーの和久から、今回の水素スタンドの規制見直し検討に関する背景というところと、概要の説明をさせていただきます。

こちら、資料2-1の2ページ目の下に記載がありますように、前回、2015年の第三次規制改革におきましては、水素スタンドのコスト削減として、都市部への設置拡大のための規制見直しというところで、要望させていただきました。

当時は、燃料電池車、水素スタンドともに、ようやく導入が始まったばかりという段階でございまして、その後、普及も進んでまいりまして、現時点では、燃料電池車が国内では、大体1,700台程度、所要の水素スタンドも90か所と数えるようになってまいりました。

さらに昨年3月に、経済産業省様の水素燃料電池ロードマップの改定版というものが出されまして、こちら、ロードマップに記載されておりますが、2020年にFCVを4万台、2025年には20万台という目標が設定されており、それに応じた水素インフラの構築というものが求められています。

我々水素供給事業者としましては、水素供給のコストダウンというところが喫緊の課題ではあるのですけれども、そこに加えて、安全、信頼性というものを十分に確保しながら、日本の厳しいユーザーの皆様のお要望にお応えできる理想の水素スタンドというものを目指していきたいと考えているところでございます。そうして、こういう取組をしてこそ、

日本の優れた技術力を最大限生かした、真の国際競争力の強化につながるものと確信しているところでございます。

そのためにも、これまで培ってきた運営実績、ノウハウというものを十分に生かしながら、より良い水素スタンドを目指して、更なる技術開発を進めて、その上で、これらに適合した規制の更なる見直し、特にそこに記載してございます、水素スタンドの事業形態に即した法令の整備というものが必要と考え、今回の提案を行っているところでございます。

2 ページ目の下のところに、水素スタンドの事業形態にそぐわない規制の例ということで、挙げてございます。高圧ガス保安法の一般則、第40条になりますけれども、引き渡し先保安台帳ということに関しまして、水素スタンドでも、水素を充填・販売するごとに、FCVのナンバー、充填の日時などの記録、管理が求められているものがございます。

本法規は、そもそも一般的な産業への販売事業のように、多様な販売先がいるというケースにおいて、その保安状況や消費方法を記録するという事で、安全を確保しようというものと考えますけれども、水素スタンドにおきましては、自動車燃料として消費されるだけということでございますので、ガソリンスタンドとガソリン車の関係と同様、事業者が記録しなくても、安全を確保できるのではないかと考えるところでございます。

今後、燃料電池車が実際に普及していったら、お客様が水素スタンドに列をなすような状況になったときのことを考えますと、お客様の利便性という点からも、このような規制というのは、水素スタンドという事業形態には、そぐわないのではないかと考えるところでございます。

3 ページ目に移らさせていただきます。水素スタンドの安全性ということで、記載をさせていただきます。そもそもエネルギーというのは、種類にかかわらず、特性に応じた取扱を行うということが非常に重要となってまいります。水素スタンドの設備の安全性というところについては、商用化に先立つ社会実証の中で、確認してきた安全基準をもとに設計されているものでございます。

そちらの囲みの設備の健全性というところに記載されているとおり、そもそも全ての設備におきまして、水素を扱う状況に適した材料が使われているところでございますし、FCV向けの水素というものは、99.97パーセント以上という、非常に純度の高いものを扱いますので、材料が劣化したりとか、腐食されたりという心配はないものと考えております。

しかしながら、水素スタンドでは、年に1回の定期点検におきまして、バルブなどの開放検査が必要とされております。そのたびに、数百箇所及ぶ機械継手というものを取り外して、再度組立てを行うということを行っておりますので、コスト的にも非常にかかりますし、このような操作を正常な設備に対しても、頻繁に行うというのは、逆に漏えいリスクを招くことになるのではないかと思います。

実際に現在、天然ガススタンドにおきましては、同じく腐食、その他の材料劣化のおそれがないということで、原則、外観検査のみで、異常がある際のみ、開放検査を行うということになっております。水素スタンドにつきましても、これまでの実績等を鑑みて、天

然ガス同様、原則、外観検査にするなど、検査の緩和が必要なのではないかと考えるところでございます。

さらに図中にご覧いただけますように、水素スタンドの安全策としましては、万一の火災などに備えて、水素をFCVに供給する、給ガスを行うディスペンサーというものから、公道までの距離で、影響を及ぼさない8メートル以上ということで、確保しておりますし、全ての設備において、何らかの異常が起きたら、すぐに緊急停止するシステムというものも備わっておりますので、現在の保安設備で、十分な安全が確保されていると考えているところでございます。

実際に水素スタンドで、どれぐらい事故が起きているのかということで、その下の表で、商用水素スタンドの事故件数をお示ししてございます。平成27年度に、スタンド数が期初14か所から、74か所に増えまして、28年度の末の時点で、80か所となっております。事故件数としては、27年度に8件、28年度に18件と、スタンド数の増加に合わせて、多くなっているように見えますところでございます。

しかしながら、ここで1点、申し上げておきたいのは、この事故には、先ほど述べた継手などからの非常に少量の漏えいというものを含んでおりまして、これを除くと、事故の件数は、合わせてそれぞれ1件ずつということで、2件ということになります。

このように、水素スタンドでは、現状の保安設備で、十分に安全が確保されておりますので、特に設備上で十分な安全が確保されている場合の運用面を中心にした規制見直しをお願いしたいということ、今後の技術開発の進展により、一層の規制見直しが可能と考えられる部分については、見直しの検討をお願いしたいということが、今回の趣旨でございます。

○燃料電池実用化推進協議会(FCCJ)(藤本副主査) 続きまして、自動車側の改定の基本的な考え方について、FCVサブワーキング副主査の藤本から説明させていただきます。

まず4ページを見ていただいて、このページで燃料電池自動車の規制改革について、簡単におさらいをしたいと思います。2005年から2014年に関しては、燃料電池自動車を世の中に入れるための基準の整備であるとか、規制改革をしてきました。

今回は、経産省様のロードマップにもありますように、2025年に20万台を入れるということで、キーワードとしては、そこに書かれています量産拡大、市場に浸透する普及のため、お客様の利便性を向上しなければいけない。国際商品でありますので、国際競争力ということで、国際基準調和という4つがキーワードとなって、今回、20項目ぐらいですけれども、自動車関係で挙げさせていただいております。

下は、FCVの安全にかかわる規制ということで、従来のガソリン車であれば、左側の国土交通省さんの道路運送車両法、規制はこれだけだったのですが、燃料電池自動車は、高圧水素容器を積んでいるということで、経済産業省の管轄している高圧ガス保安法の規制を受けます。今回、20項目、スタンドの方も、あと20項目ぐらい出ているのですが、大半は、高圧ガス保安法にかかわるところの改定を、是非お願いしたいということになってい

ます。

これがどうしてここから出てくるのかということ、次のページを使って、簡単に説明させていただきます。この図は、国土交通省さんの道路運送車両法と経済産業省さんの高圧ガス保安法の基本的な考え方を、縦軸の1～6までの課題別に整理したものです。

上から説明していくと、まず一番上の段で、国土交通省さんの道路運送車両法というのは、そもそも自動車公道を走るために作った基準であるということに対して、高圧ガス保安法というのは、一般的な高圧ガス設備で、これを対象に作って、それを自動車に適用しているという形で、今、運用されています。

そういったところから、まず最初に製品の特性ということと考えますと、自動車は、移動体ですので、日本全国を走り回るわけですが、一方、一般ガス設備というのは、東京都に設置すれば、東京都にずっといるということで、ここから出てくる問題は、高圧ガス保安法には、県知事に届けなさいという項目が幾つか出てきています。これは、具体的に我々が車を開発するときに、例えば弊社ですと、愛知県とか、静岡県とか、北海道などのテスト設備があるのですけれども、そこでやるたびに、その県知事に届出をして、回答が1日、2日では済まないで、待たなければいけないという問題が出てきています。

今後、量産を考えた場合、②ですけれども、自動車は、連続生産で大量生産、複数の工場ですべての製品を作るという考え方のもとに、できているのですが、高圧ガス保安法は、そもそもが定位置に置かれている設備を対象にしているため、小規模でロット生産という形をとっています。

ここから出てくる問題としては、品質検査の考え方で、ロットを現在で具体的にいうと、200本貯めておいて、そこから2本抜いて、破壊検査をなさいという規定になっています。これは、これを我々は、年間数万台という規模の量産で考えると、1年間で大体数億ぐらいの損失になってきます。更に試験が数日かかるということになると、200本を数日貯めておく場所ということで、サッカーグラウンド半分ぐらいの土地が必要になるというものが出てきています。これも今回、お願いに上がっています。

生産の関係で、製品の切替え時期、開発期間ということでは、自動車は、非常に競争の激しい分野でして、4年～6年でモデルチェンジをします。一方、設備は、頻繁なモデルチェンジをしませんということで、この問題としては、自動車の場合は、道路運送車両法で、モデルチェンジに対応するためには、新製品の認可に大体2か月～3か月ぐらいで済むところが、高圧ガス保安法ですと、新製品の認可を取るのに1年かかるということで、これは、競争力にとって、非常に大きな問題になるということで、ここも改定をお願いしています。

販売先で考えると、先ほども言いましたように、国際商品であるということで、道路運送車両法は、そもそもが国際調和、国連の法規を取り入れることを前提に、改定を進めていただいていることに対して、高圧ガス保安法は、まだそこまでいっていない。去年、一応改定をしていただいたのですが、まだ幾つかほころびが見えていて、今回、それに関

する改定を入れてあります。

最後に⑥の運用・運行責任というところをお話ししますと、ステーションさんにも大きくかかわるのですが、道路運送車両法では、ともに製造責任は、メーカーにあるのですが、実際の使用に関しては、基本的にはユーザーが責任を持って、道路運送車両法を守ることになっております。ただ、高圧ガス保安法は、充填に関しては、特定の事業者が責任を負わなければならないということになっていまして、これがステーションさんで上がっているセルフ充填であるとか、海外で許されている無人充填ということが、特定の事業者がいなくてできないわけですから、それが問題になってきています。我々ユーザーさんからすると、ユーザーが特定の事業者とみなさなければいけないということで、それにかかわるような問題が出てきているということがあります。

最後ですけれども、一番最後になるのですが、今回、スタンドも燃料電池自動車も、大量普及ということで、40項目ほど挙げさせていただいて、多くは、短期、中期の省令等の改正で済むのですが、幾つかは、上の法についての議論です。この辺をやらないと、済まないようなものも出てきているということで、今後は、そういった抜本的なところの議論を是非進めていただきたいというお願いです。

以上です。

○原座長　ここまででよろしいですか。

そうしましたら、経済産業省さんと国土交通省さんから、議論の時間も作りたいものですから、すみませんが、両省で、10分程度でお願いいたします。

御提案の中身のうちのできることは、結構ですので、できないこと、あるいは認識が違うと思われていること中心にお願いいたします。

○経済産業省（高橋室長）　ありがとうございます。

経済産業省高圧ガス保安室長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

まず資料でございますけれども、1. はじめにに書かせていただいております。どういう考え方で、私どもがこういう高圧ガスの規制をやっているかということでございます。高圧ガス保安法では、災害の防止をするために、高圧ガスの取扱いを規制し、公共の安全を確保することを目的としてございます。

私どもといたしましては、水素社会の時点で大事だと思ってございますので、安全の水素社会の利用を進めるための規制の見直しは、しっかりと行っていきたいと思ってございます。

一方で、水素の扱い方を誤りますと、危険な場合もございますものですから、そのリスクに応じた安全対策が必要で、特にデータに基づいて、安全性を確認していくことが必要だと考えてございます。安全性が確認できた場合には、しっかりと必要な規制に取り組んでいきたいと思ってございます。大事でございますので、しっかりと取り組んでいきたいということは、お誓い申し上げます。

2 ページ目を御覧くださいませ。新技術への対応ということで、今まで規制改革、規制

の見直しをるる進めてまいりました。25年6月には、規制改革計画25項目、27年度には、18項目の規制の見直しをさせていただきました。

一番最後のページに、どのような規制の見直しをしてきたかということ、絵で書かせていただいております。一番最後のページで、12ページでございますけれども、25項目ということで、25年の閣議決定によりまして、水素ステーションが作られ、燃料電池自動車が行きという世の中を作るルールを制定いたしました。

13ページを見ていただきますと、さらに18項目が盛り込まれまして、水素スタンドの都心部への拡大及びコスト軽減のための取組をやってまいりました。ここでは、セルフ充填の許容であるとか、保安検査方法の整備、若しくは離隔距離の代替措置の更なる検討ということが入っております。

前後いたしまして、申し訳ございません。3ページにいただいておりますでしょうか。先ほども取組の例をお示ししましたけれども、3ページには、1、2、3、4と大きな見直しの項目を書かせていただいております。今まで40メガパスカルだったものが80メガパスカルの水素スタンドの設置が可能になってきたりとか、ガソリンスタンド、水素スタンドの併設が可能になったりとか、ディスプレイとの離隔距離を規定化して、8メートル必ずなければいけないということではないような形にいたしたりしてまいりました。

ここまですり組んできたこととございますけれども、4ページ以降に、超高压水素のリスクについて、是非委員の皆様にご認識いただきたいと思っている部分がございます。超高压リスクにつきましては、着火しやすく、燃焼範囲が広い可燃性のガスで、よく燃えるガスということとございます。高压で噴射することになります。

②でございますけれども、82メガパスカルということとございまして、市街地で800気圧の可燃性ガスを使うというのは、なかなか今までなかった経験でございます。

③に水素脆化という、金属を脆くさせる効果がございます。

ガソリンと水素の違いについて、5ページ目に書かせていただいておりますけれども、火がよく飛ぶということとございます。水素はすぐに拡散するし、安全ですということをおっしゃられる方もおられるのですが、高压の水素については、火が飛ぶということについては、よく考慮しなければいけないということとございます。

②で、こういうリスクを踏まえて、保安距離の見直しなどもしてきました。8メートルと申し上げているのは、タンクに0.2ミリの穴があいたときに、着火しない距離ということになってございます。これを無条件に短くすることになりますと、何も関係のない方に、リスクを高めるということになりますものから、ここはデータに基づいて、しっかりと検討していく必要があると思っております。

もう一つ、6ページですが、水素スタンドの事故の状況でございます。先ほどFCCJさんから、事故がございましたけれども、水素スタンドの事故は、私どものデータによりまして、割合が多いということになってございます。こちらにつきましては、微小漏えいの考え方については、精査が必要でございますが、見ていただきますと、水素スタンドについ

ては、1桁多い事故の割合となっております。漏えいなども含めますが、漏えいというのは、警報が鳴り、自動停止するレベルを多量の漏えいということで、右下のグラフでいってございます。

見ていただきますと、水素スタンドは82メガパスカルで、その横のCNGスタンドは20メガパスカルで、200気圧です。LPGスタンドについては0.8、そういうことで、8気圧という圧力になってございますので、圧倒的に水素については、圧力が高いということでございます。今後、この動向についても、注視していく必要があると思っています。

その次に7ページでございますけれども、台帳の不要化、これはしっかりと取り組ませていただきます。

2番目につきましては、充填するとき、容器を見なければいけないということがあるものでございますけれども、それについては、車検等で確認できればよいのですが、現時点では、安全上の懸念があるということでございます。要は星の1つ目でございますが、充填者と公共の安全、破裂することが結構怖いので、そこが容器の期限切れではないことを確認していただく必要はあると思っています。

今、そこについては、今、25万台ぐらいLPGガスとか、タクシーなども結構走っていますけれども、それでも認証等の確認をしていただいております。すぐに済む話なので、コスト増と手間の増加にはならないのではないかと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、容器の期限というのは、皆さんの安全を守るために必要なことだと思っています。

9ページ目でございます。保安検査の方法でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど規制改革の議論の中でも、平成27年6月の閣議決定の中でも、この検討をやっていくということになってございます。事業者さんの中で、今、検討が進んでいると承知しておりますが、その議論を見守り、出てきたものについては、しっかりと基準に取り組んでいきたい。

ただ、その議論の中で、開放検査を全て不要にしてほしいという議論も出てきておるようでございますけれども、確かに純度の高いでございますが、内部腐食はございませんが、摩耗劣化、モーターが動くところとか、当然、摩耗するわけでございますので、そういうところについては、見ていくところがあるのかどうか、技術的な検討を進めていく必要があると思っています。

10ページ目でございます。④でございますが、無人化でございます。事故の発生の際に、緊急措置をとって、避難指示をしたり、設備をとめたりとすることがありますものですから、事故の発生などを考えましても、現時点で直ちに無人化の実施をしていくことは、なかなか難しいと思っています。

なお、2つ目の星で、セルフスタンドについても、詰め所に従業員を置いて、その方がセルフでもオン、オフをやっているということでございますので、これは、御参考までにお話をさせていただきたいと思っています。

11ページでございます。小規模、小型の水素充填で、具体的なイメージは、FCCJさんの資料の中の11ページでございますけれども、家庭で充填できないかということでございますが、低圧力で、リスクの高い設備を持たない設備であれば、現行基準でも可能でございます。

詳細は、ここに書いてあるとおりでございますけれども、28年度2月に基準を整備してございます。JAFのようなガス欠というのでしょうか、燃料切れについても、こちらの基準で整備いたしましたので、対応可能という状況になってございます。

経済産業省からは以上でございます。

○原座長 国交省さん、ありますか。

○国土交通省（野津課長） 国土交通省自動車局整備課長の野津でございます。

私どもは、今、経産省の資料の8ページ目のところで、補足をさせていただきます。充填時に、充填可能期限切れ容器ではないことを確認する必要があるという、経産省のスタンスでございましたので、私どもも車検の際に、同じように有効期間があるということは、確認しておりますが、現行のままの取扱でよいのではないかと考えております。

以上でございます。

○原座長 事務局から資料2-3がありますが、何か説明がもし必要だったら、短時間で、あるいは省略してよければ、省略します。

○西川参事官 資料2-3は、先ほどFCCJさんから説明があった御提案を含めた、ホットラインに寄せられた全40項目の御提案と、各省庁の検討結果をまとめたものでございます。

資料2-4ですが、先ほどの議論の説明の中にもありましたけれども、燃料電池車に関しましては、前身の規制改革会議の時代から、答申と閣議決定が行われておりますが、まだ一部措置が済んでいないものもございますので、それを今般、1月末時点で、対応状況がどうなっているのかということ、各省庁にフォローアップ調査いたしまして、それをまとめたものがこの資料でございます。

簡単ではございますが、以上です。

○原座長 ありがとうございます。

経産省も、国交省さんも、基本的な方向性としては、見直しをやっていくということかと思いましたが、今の御説明を受けて、この協議会さんでコメントがございましたら、教えていただけますでしょうか。

○燃料電池実用化推進協議会(FCCJ)（和久主査） それでは、高圧ガス保安室様からの資料2-2でございますけれども、特に4ページ目で、超高压水素のリスクについてという御説明がございました。水素は、確かに取扱が非常に難しいものでございますので、きちんと取り扱わなければいけないというのは、実際でございます。

ただし、ここに載っている写真等で、例えば一番上のもので、口径4ミリで10メートル以上というものが、実際には先ほどありましたとおり、0.2ミリで、実際にこのときは、可延長3.3メートル程度というものでございますし、その下、水素トレーラーの火災事故の写

真がございしますが、これはトレーラーのブレーキの故障によって起きた火災でございまして、水素とは全く無関係の原因だったと認識しておりますので、水素というところとの取扱とは、違うと思います。

一番下の写真で、水素脆化による割れというものもございしますが、こちらにつきましても、水素スタンドで使っているような材料でもございませぬし、条件としても、かなり水素スタンドのものとは異なるところで起きた割れだと認識していることは、少し補足をさせていただきたいと思っております。

以上でございします。

○原座長 あと、個別の項目に関しては、よろしいですか。特に今の説明で、コメントはなしでよろしいですか。

○燃料電池実用化推進協議会(FCCJ)(和久主査) はい。

○原座長 吉田さん、何かありますか。

○吉田座長代理 車は社会の中で不可欠で、日本がリードしていく産業ですので、是非国際競争力という視点で、いろいろ見ていただいていると思うのですが、リスクの判断などにしても、これで国際基準みたいなものは、まだ打ち出されていないということですか。

○経済産業省(高橋室長) 自動車の分野につきましては、UNR134、国連規則と言われるものがございまして、この中で、基準が基本的にできてございします。これを私どもといたしましては、去年の6月にそれを私どもで取り入れまして、総合承認ができる形に、制度として作り上げました。

まだ課題としては、水素脆化、先ほどの低温高圧で、水素の中に入れていってもろくなるということについては、これから議論をしていくということになってございします。それについては、しっかりと業界さんとともに、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○吉田座長代理 そこをスタンダードにして、見ていくしかないということですね。

○経済産業省(高橋室長) 自動車については、そういうことになろうと思っております。

水素ステーションについては、またそれぞれ独自の基準がございしますので、そこについては、特に基準が、今、国際基準があるということではないと承知してございします。

○吉田座長代理 そこを日本が作っていくことはできないのですか。当然、日本が先んじているわけですね。これからリードをとって行って、ここから打ち出すということもあり得るのですか。世界基準という観点からですが。

○燃料電池実用化推進協議会(FCCJ)(和久主査) そうできればいいと考えております。

○吉田座長代理 国際競争力というのは、それで増強しますね。

○燃料電池実用化推進協議会(FCCJ)(和久主査) おっしゃるとおりだと思います。

○吉田座長代理 それは、考えてらっしゃるのですね。なるほど。ITの世界でもやっていたらいいかもしれません。

○経済産業省（高橋室長） 国際基準をとっていくためには、まず国内基準をつくって、国内の中で標準化を進め、その中でコストダウンなども進むでしょうから、そういう業界の取組を期待したいと思います。

○吉田座長代理 その中で、実証実験なりを実際にやっているというところなのでしょうね。了解でございます。

○原座長 村上先生、特に何かございますか。

○村上専門委員 ありがとうございます。

協議会の資料の5ページが一番課題のように思います。経済産業省としても、積極的に推進しようとしているのはよく分かりますが、もともと他の対象のために設けられた法制度を流用してこれまで対応してきましたが、これからの普及段階に入ると、この法律のままでは厳しいと思います。枠組みをどこかで変えていかないと、今のままの対応では難しいと思います。

○原座長 引き続き、そういった方向で御検討いただくということとしました。

事務局から何か今の意見でよろしいですか。

○西川参事官 特にございません。

○原座長 それでは、今日はここまでとさせていただきます。引き続き、個別の項目については、協議をさせていただくということで、やらせていただければと思います。

それでは、事務局から、最後に連絡事項があれば、お願いいたします。

○西川参事官 次回のワーキング・グループにつきましては、別途、御連絡させていただきますと思います。

○原座長 それでは、大変ありがとうございました。